平成２７年（フ）第１８７２号
福岡市南区横手２丁目５番６号
債務者　黒川　澄人
1　決定年月日時　平成28年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８８４号
福岡市南区三宅３丁目８番47―405号
債務者　諸永　陽香（旧姓小笠原）
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８８５号
福岡県糸島市前原中央３丁目９番31―406号
債務者　須田　千晶
1　決定年月日時　平成28年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８８６号
福岡市東区筥松４丁目９番２号
債務者　内田　誠司
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８９４号
福岡市東区松島５丁目17番22―103号
債務者　石川奈緒子（旧姓行徳）
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８９５号
福岡県筑紫郡那珂川町後野１丁目２番４号
債務者　田畑　順治
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８９６号
福岡県筑紫郡那珂川町後野１丁目２番４号
債務者　田畑　美穂
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９号
福岡県糟屋郡宇美町明神坂１丁目21番26号
債務者　齊藤　典子
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２１号
福岡県古賀市舞の里５丁目６番28号　アベニュー舞の里Ｂ202号
債務者　渡邉　博之
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２２号
福岡市南区警弥郷２丁目２番５―504号，前住所福岡市南区警弥郷３丁目21番１号
債務者　稲垣　皓之
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２６号
福岡県糟屋郡志免町別府東２丁目17番９号
債務者　後藤　　忍
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３２号
福岡市博多区美野島２丁目15番14―802号
債務者　栂野　江美
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３３号
福岡県太宰府市高雄４丁目23番25号　梓弐番館102号
債務者　壁總　孝教
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３７号
福岡市東区馬出３丁目14番11号
債務者　金子　待子
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３９号
福岡県大野城市上大利２丁目16番28号　レスポワール202号
債務者　池田　一希
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３３４号
佐賀市日の出１丁目18番34―34号　日の出住宅４―34
債務者　藤田美貴子
1　決定年月日時　平成28年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６号
長崎県壱岐市石田町池田西触1125番地２
債務者　山川きよみ
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
長崎地方裁判所壱岐支部